

## 発議第2号

みなかみ町再生可能エネルギー発電設備の適正な設置に関する条例の制定について

上記議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び会議規則第14条の規定により提出します。

令和4年6月7日 提出

みなかみ町議会議長 山田庄一様

提出者	本多	公保
賛成者	阿部	清
〃	窪田	金嘉
〃	中島	信義
〃	阿部	賢一
〃	高橋	市郎

## みなかみ町再生可能エネルギー発電設備の適正な設置に関する条例

### (目的)

第1条 この条例は、再生可能エネルギー発電設備の設置に関し、必要な規制等を行い、無秩序な開発を抑制することにより、町民の生命及び財産の保護並びに良好な自然環境及び生活環境の保全を図ることを目的とする。

### (基本理念)

第2条 みなかみ町の恵み豊かな山岳、清流、温泉地等の良好な自然環境及び景観は、先人達が長年にわたり守り続けてきたものであり、町民共通のかけがえのない財産として、現在及び将来の町民がその恵沢を享受できるよう、その保全及び活用が図られなければならない。

2 再生可能エネルギー発電設備の設置に当たっては、町民の意向を尊重し、基幹産業である観光及び農林業の振興を妨げない経済環境を創出するとともに、安心安全な生活環境の保全並びにユネスコエコパークに選定された良好な自然環境及び景観を次世代に継承できるよう、配慮しなければならない。

### (定義)

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 再生可能エネルギー発電設備 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第2条第2項に規定する再生可能エネルギー発電設備をいう。ただし、送電に係る電柱等を除くものとする。
- (2) 事業 再生可能エネルギー発電設備を設置（当該設備の設置に伴う木竹の伐採、切土、盛土、埋土等の造成工事を含むものとする。）してこれを利用し、発電を行う事業をいう。
- (3) 事業者 事業を計画し、実施する者をいう。
- (4) 事業区域 事業を行う一団の土地（継続的又は一体的に事業を行う土地を含むものとする。）をいう。
- (5) 土地所有者等 事業区域に係る土地の所有者、占有者又は管理者をいう。
- (6) 工事施行者 事業に関する工事を請け負った者及び請負契約によらないで自らその工事を行う者をいう。
- (7) 地域住民等 次に掲げる者とする。
  - ア 事業区域に隣接する土地又は建物の所有者、居住者及び行政区の代表者
  - イ 事業により影響を受けると認められる居住者及び行政区の代表者
  - ウ 事業により影響を受けると認められる用排水路の水利権者及び利用者
  - エ 事業により日影又は反射光の影響を受けると認められる土地又は建物の所有者及び居住者
  - オ 事業により風雪害又はテレビ電波の障害を受けると認められる者

カ その他町長が事業により特に影響を受けると認める者

(町の責務)

第4条 町は、第1条に規定する目的を達成するために、この条例の適正かつ円滑な運用が図られるよう必要な措置を講じるものとする。

(町民の責務)

第5条 町民は、第1条に規定する目的を達成するために、町の施策及びこの条例に定める手続の実施に協力するよう努めなければならない。

(土地所有者等の責務)

第6条 土地所有者等は、事業区域に係る土地において、事業により自然環境若しくは景観を損ない、又は災害若しくは生活環境への被害が発生することのないよう当該土地を適正に管理しなければならない。

(事業者の責務)

第7条 事業者は、関係法令及びこの条例を遵守し、事業により自然環境若しくは景観を損ない、又は災害若しくは生活環境への被害が発生することのないよう十分配慮し、並びに地域住民等との良好な関係を保たなければならない。

2 事業者は、事業により問題が発生したとき又は苦情若しくは紛争が生じたときは、直ちに適切な措置を講じ、誠意をもってその解決に当たらなければならない。

(設置の禁止)

第8条 何人も、生物圏保存地域(ユネスコエコパーク)の核心地域及び緩衝地域において再生可能エネルギー発電設備を設置してはならない。

2 何人も、みなかみ町において定格出力が2,500キロワット以上又は事業区域の面積が50,000平方メートル以上の再生可能エネルギー発電設備を設置してはならない。

(抑制区域)

第9条 町長は、町民の生命及び財産の保護、美しい自然環境、魅力ある景観及び良好な生活環境の保全を図るため、再生可能エネルギー発電設備の設置に当たり、特に配慮が必要と認められる区域を抑制区域として指定するものとする。

2 前項に規定する抑制区域は、規則で定める。

3 事業区域の全部又は一部が抑制区域に該当する場合は、関係法令等に基づく許認可、承認その他の必要な手続をしなければならない。

(許可の申請)

第10条 事業者は、再生可能エネルギー発電設備を設置しようとするときは、当該設備の設置工事に着手する前に、規則で定めるところにより、町長に申請し、その許可を受けなければならない。ただし、次に掲げる事業については、この限りでない。

(1) 太陽光を再生可能エネルギー源とし、建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第1項に規定する建築物の屋根又は屋上に設置する事業

(2) 再生可能エネルギー発電設備の定格出力が30キロワット未満又は事業区域の面積

が1,000平方メートル未満の事業

- 2 事業者は、前項に規定する許可の申請をしようとするときは、当該申請をする前に、町長との事前協議及び地域住民等への説明会の開催を実施しなければならない。

(許可の基準等)

第11条 町長は、前条第1項に規定する許可の申請があったときは、規則に定める許可の基準に全て適合すると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

- 2 町長は、事業者又は工事施行者が次の各号のいずれかに該当するときは、前条第1項に規定する許可をしないことができる。

- (1) 事業計画を実施するために必要な資金及び信用があると認められないとき。
- (2) 第22条に規定する許可を取り消され、その取消の日から5年を経過しないとき。
- (3) みなかみ町暴力団排除条例（平成24年みなかみ町条例第23号）第2条に定義する暴力団員等がその事業活動に関与していると認められるとき。

- 3 町長は、前条第1項に規定する許可において、第19条第1項に規定するみなかみ町再生可能エネルギー発電設備設置審議会の議を経なければならない。

- 4 町長は、前条第1項に規定する許可において、町民の生命及び財産の保護、美しい自然環境、魅力ある景観並びに良好な生活環境の保全を図るために、必要な条件を付することができる。

(事前協議の届出等)

第12条 事業者は、第10条第1項に規定する許可の申請をしようとするときは、当該申請をする前に、規則で定めるところにより、事業に関する計画（以下「事業計画」という。）を届け出て、町長と事前協議をしなければならない。

- 2 事業者は、前項に規定する事業計画を規則に定める許可の基準に適合するよう作成するものとする。

- 3 町長は、第1項に規定する事業計画について、事業者に対し、必要な指導及び助言をすることができる。

- 4 前項の指導を受けた事業者は、事業計画を指導された内容に適合させるために関係行政機関、地域住民等との調整及び協議を自らの責任において行わなければならない。

- 5 第3項の指導を受けた事業者は、事業計画が指導された内容に適合するに至ったときは、町長にその旨を報告しなければならない。

- 6 第3項の指導を受けた事業者は、事業計画が指導された内容に適合する見込みがないと判断したときは、事前協議の届出を取り下げることができる。

- 7 事業者は、第1項に規定する事業計画の内容を変更しようとするときは、速やかに届け出て、町長と協議しなければならない。

- 8 町長は、第1項に規定する事前協議が終了したときは、事業者に協議が終了した旨を通知するものとする。

(説明会の開催等)

第13条 事業者は、前条第1項に規定する事業計画の届出をした後、地域住民等に対して事業計画の周知を図るため、規則で定めるところにより、事業区域内の公衆の見やすい場所に予告標識を設置するとともに、当該予告標識を設置した日から起算して14日以内に、地域住民等に対し、事業計画についての説明会を開催しなければならない。

2 地域住民等は、前項に規定する説明会を開催した事業者に対し、事業計画について意見を申し出ることができる。

3 事業者は、前項の規定による意見の申出があったときは、当該申出をした地域住民等と協議しなければならない。

4 事業者は、第1項に規定する予告標識の設置、当該予告標識の内容変更、地域住民等への説明会を開催したとき及び前項に規定する協議を行ったときは、規則で定めるところにより、町長に報告しなければならない。

(変更許可の申請)

第14条 事業者は、第10条第1項に規定する許可を受けた事業計画の内容を変更しようとするときは、町長に申請し、変更の許可を受けなければならない。

2 第11条の規定は、前項に規定する変更の許可について準用する。

(許可標識の掲示)

第15条 事業者は、再生可能エネルギー発電設備の設置工事を行っている間、事業区域内の公衆の見やすい場所に、規則で定めるところにより、許可標識を掲示しなければならない。

(着手の届出)

第16条 事業者は、再生可能エネルギー発電設備の設置工事に着手しようとするときは、規則で定めるところにより、あらかじめ町長に届け出なければならない。

(完了の届出)

第17条 事業者は、再生可能エネルギー発電設備の設置工事を完了したときは、完了した日から起算して10日以内に、規則で定めるところにより、町長に届け出なければならない。

2 町長は、前項に規定する届出があったときは、第10条第1項に規定する許可（以下「許可」という。）又は第14条第1項に規定する変更の許可（以下「変更許可」という。）の内容に適合していることを確認し、事業者に通知するものとする。

(関係書類の閲覧)

第18条 事業者は、地域住民等の求めがあったときは、事業を行っている間、規則に定めるところにより、町に提出した書類の写しを閲覧させなければならない。

(みなかみ町再生可能エネルギー発電設備設置審議会)

第19条 町長は、再生可能エネルギー発電設備の設置に関する重要事項を調査審議するため、みなかみ町再生可能エネルギー発電設備設置審議会（以下「審議会」という。）を置くことができる。

2 審議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

(指導、助言及び勧告)

第20条 町長は、この条例の施行に関し、必要があると認めるときは、事業者に対し、必要な措置を講ずるよう指導又は助言を行うことができる。

2 町長は、事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該事業者に対し、期限を定めて必要な措置を講ずるよう勧告をすることができる。

- (1) 町長の指導又は助言に正当な理由なく従わなかったとき。
- (2) 関係法令及び関係条例等の規定を遵守しなかったとき。
- (3) 許可又は変更許可の申請をせず、事業に着手したとき。
- (4) 許可又は変更許可を受けた事業計画に従って事業を行っていないとき。
- (5) 第11条第4項に規定する許可の条件に違反したとき。
- (6) 第17条第2項に規定する工事完了後の確認で不正等が発覚したとき。
- (7) その他町長が必要と認めるとき。

(命令)

第21条 町長は、事業者が正当な理由なく、前条第2項に規定する勧告に従わないときは、当該事業者に対し、事業の中止、工事その他の行為の停止を命じ、又は相当の期限を定めて、再生可能エネルギー発電設備の除却、事業区域の原状回復その他違反を是正するための必要な措置を講ずることを命ずることができる。

(許可の取消し)

第22条 町長は、事業者が次の各号のいずれかに該当するとき、許可又は変更許可を取り消すことができる。

- (1) 偽り又は不正な手段により、許可又は変更許可を受けたとき。
- (2) 許可又は変更許可を受けた日から起算して1年を経過する日までに当該許可に係る事業に着手しなかったとき。
- (3) 許可又は変更許可を受け、事業に着手した日後1年を超える期間引き続き事業を行っていないとき。
- (4) 前条に規定する命令に違反したとき。
- (5) その他町長が必要と認めるとき。

(土地所有者等に対する措置)

第23条 町長は、事業区域に係る土地において、事業により自然環境若しくは景観を損ない、又は災害若しくは生活環境への被害が発生する事態が生じるおそれがあると認めるときは、土地所有者等に対し、その防止のために必要な措置をとることを求めることができる。

(違反事実の公表)

第24条 町長は、第21条に規定する命令（以下「命令」という。）をしたとき又は第22条に規定する許可の取消し（以下「許可の取消し」という。）をしたときは、次に掲げる事項を公表することができる。

- (1) 命令又は許可の取消しを受けた者の氏名及び住所
- (2) 命令又は許可の取消しの内容

(国又は県への通知)

第25条 町長は、前条に規定する違反事実の公表を行ったときは、関係資料を添えて、その内容及び事実を国又は県へ通知することができる。

(報告の徴収)

第26条 町長は、この条例の施行に必要な限度において、事業者、土地所有者等及び工事施行者に対し、報告又は資料の提出を求めることができる。

(立入調査等)

第27条 町長は、この条例の施行に関し、必要な限度において、町の職員を事業者の事務所又は事業区域に立ち入り、必要な調査をさせ、又は関係者に質問させることができる。

2 町の職員は、前項に規定する立入調査等を行うときは、その身分を証明する書類を携帯し、関係者に提示しなければならない。

(地位承継の届出)

第28条 許可又は変更許可を受けた事業者、又は土地所有者等から相続、売買、合併又は分割によりその地位を承継した者は、承継した日から起算して10日以内に、規則で定めるところにより、町長に届け出なければならない。

2 地位を承継した者は、許可又は変更許可を受けた事業者に付された一切の許可又は変更許可の条件を遵守しなければならない。

(発電事業終了の届出及び適正処分等)

第29条 事業者は、発電事業を終了するときは、終了する10日前までに、規則で定めるところにより、町長に届け出なければならない。

2 事業者は、発電事業を終了するときは、関係法令に基づき、再生可能エネルギー発電設備を速やかに撤去し、かつ、適正に処分しなければならない。

3 事業者及び土地所有者等は、発電事業を終了するときは、事業区域を原状に回復する措置を講じなければならない。

(手数料)

第30条 許可又は変更許可を受けようとする事業者は、当該許可又は当該変更許可の申請1件につき3万円の手数料を納付しなければならない。

2 納付した手数料は、還付しない。ただし、町長が特別な理由があると認めるときは、この限りでない。

(適用除外)

第31条 国又は地方公共団体が行う事業は、この条例を適用しない。

(委任)

第32条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 発議第3号

みなかみ町再生可能エネルギー発電設備設置審議会設置条例の制定について

上記議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び会議規則第14条の規定により提出します。

令和4年6月7日 提出

みなかみ町議会議長 山 田 庄 一 様

提出者	本多	公保
賛成者	阿部	清
〃	窪田	金嘉
〃	中島	信義
〃	阿部	賢一
〃	高橋	市郎

## みなかみ町再生可能エネルギー発電設備設置審議会設置条例

### (設置)

第1条 再生可能エネルギー発電設備の設置に関する重要事項を調査審議するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、みなかみ町再生可能エネルギー発電設備設置審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

### (所掌事務)

第2条 審議会は、町長の諮問に応じ、再生可能エネルギー発電設備の設置に関する事項その他重要事項について調査審議する。

2 審議会は、前項に規定する調査審議を行うほか、再生可能エネルギー発電設備の設置に関する事項について、町長に意見を述べることができる。

### (組織)

第3条 審議会は、委員16人以内で組織する。

### (委員)

第4条 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 町議会議員
- (3) 関係団体の代表者
- (4) その他町長が必要と認める者

2 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

4 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

### (会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選より定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第6条 審議会の会議(以下この条において「会議」という。)は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者を出席させ、説明又は意見を求めることができる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、地域整備課において処理する。

(その他)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 みなかみ町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年みなかみ町条例第39号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項に次の1号を加える。

(8) 再生可能エネルギー発電設備設置審議会委員

別表中「

都市計画審議会委員	〃	8,600円
-----------	---	--------

」を

「

都市計画審議会委員	〃	8,600円
再生可能エネルギー発電設備設置審議会委員	〃	8,600円

」に改める。

## 令和4年第4回(6月)みなかみ町議会定例会陳情文書表

番号	陳情件名	陳情人	受理年月日
	陳情趣旨		付託委員会
陳情 第 4 号	地方自治法第92条の2に抵触する議員の辞職の決議を求める陳情	みなかみ町布施339-1 布施区長 鈴木章二	令和4年2月22日 総務文教常任委員会
	<p><b>【陳情要旨】</b></p> <p>久保秀雄議員は、みなかみ町議でありながら、令和3年10月25日頃、木内建設株式会社を単身訪れて、自身（の親族？）が経営する株式会社久保工業の名義の請求を木内建設社長に提示し、ボイラー室新設工事代金残金支払を迫った。このことは、久保秀雄議員が実質的に久保工業の代表者あることの証である。</p> <p>地方自治法は、第92条の2に「地方公共団体の議員は、当該地方公共団体に対し請負をする者及び同一の行為をする法人の役員若しくはこれら準ずべき者たることができない。」と定めている。久保秀雄議員が実質的な代表を務める久保工業は、みなかみ町の請負事業をしてきたことから、久保秀雄議員が同法第92条の2に定める兼業の禁止に抵触することは明らかである。</p> <p>よって、議会として、地方自治法第127条の規定により、久保秀雄議員の資格喪失の決議を求める。</p> <p>陳情の理由</p> <p>地方自治法の兼業の禁止をめぐっては、各地で問題となっている。このうち最近では、大船渡市で、地方自治法が定める議員の兼業禁止に抵触したとして、大船渡市議会議長が議員辞職した。報道によると、自身が取締役を務めている「地域活性化総合研究所」（同市）の今年度事業収入のうち、市からの委託料約7700万円が8割を占め、1月に市から兼業禁止に抵触すると指摘されたため、動議市会議長は自ら昨年2月14日に議員辞職願を提出し、同日付で認められた。</p> <p>久保秀雄議員の案件もこれと同様に地方自治法に抵触すると考える。この条文に触れる行為をしながら、町有地に議会に知らず、行政財産使用許可も取らず無許可で当時の課長に斡旋をさせボイラー室新設工事を平成30年5月頃には完成させ木内建設が発注もしていない工事に対して、ボイラー棟金8,240,000円を請求し約半分の金4,000,000円を受領していたことは看過できない。</p> <p>証拠説明書 別紙①御見積書 みなかみ町長岸良昌宛ボイラー機械室新設工事 平成29年3月14日御見積金額¥5,456,862. - (株)久保工業</p> <p>証拠説明書 別紙②請求書木内建設株式会社様宛ボイラー棟新築工事 税込合計金額金4,240,000円 平成30年6月1日金4,000,000円 支払済 請求合計金額金8,240,000円</p>		

## 令和4年第4回(6月)みなかみ町議会定例会陳情文書表

番号	陳情件名	陳情人	受理年月日
	陳情趣旨		付託委員会
陳情 第 5 号	投票環境の改善を求める陳情書	みなかみ町永井425番地 みなかみ町の選挙を考える会 代表 永井浩	令和4年5月17日 総務文教常任委員会
	<p><b>【陳情要旨】</b></p> <p>投票環境の改善をはかることは、選挙権を保障するもので、投票率の向上につながります。</p> <p>残念なことにみなかみ町は町村合併後、投票所を削減しています。投票所削減の前であっても、交通手段をもたない高齢者などはバスやタクシーを利用しなければならない地域が存在しました。しかもバスやタクシーなど公共交通機関を利用したくても利用できる条件は充分とはいえません。</p> <p>お金を出してまで選挙にはいかないという有権者もいます。投票に影響がでていることはあきらかです。</p> <p>投票環境の改善をはかることが求められています。</p> <p>昨年の衆議院議員選挙で実施した交通弱者への移動支援は、改善の一つです。投票所の増設、交通弱者への移動支援、移動投票所の活用など投票環境の改善を図ってください。</p> <p>今年は、参議院議員選挙、みなかみ町長選挙、町議会議員選挙が実施されます。民主主義の根幹に関わる課題です。早急に対策を取ることを要望します。</p> <p><b>【陳情事項】</b></p> <p>1. 投票環境の改善を次期選挙までに図ってください。</p>		

## 令和4年第4回(6月)みなかみ町議会定例会陳情文書表

番号	陳情件名	陳情人	受理年月日
	陳情趣旨		付託委員会
陳情 第 6 号	RDF 実証実験ボイラーの撤去を求める陳情書	みなかみ町新巻1225番地 みなかみ町のごみ問題を考える会 代表 大坪進	令和4年5月17日 厚生常任委員会
	<p><b>【陳情要旨】</b></p> <p>遊神館の施設内に RDF 実証実験ボイラーが設置され、町の行政財産使用許可手続きが未完了であることを「ごみ処理調査特別委員会」が報告したのは平成31年でした。以来現在まで放置されたままです。</p> <p>そもそも、岸町長（当時）からの奥利根アメニティパークの経費削減見直し指示を受け作られた経費削減計画（平成27年）に基づき RDF による循環型社会形成構想の推進が発端となっています。</p> <p>みなかみ町がみなかみエネルギーサービス（株）と RDF ボイラー実証試験協定書（以下協定書）を締結したのが平成29年10月ですが、平成28年には、厚生常任委員会でみなかみ町の RDF を町内で活用することが議題となっています。</p> <p>「ごみ処理調査特別委員会」の中間報告は、実証試験予定ボイラーに安全性及び熱交換システムなど安全管理上の様々な対策が必要と報告し、町も「みなかみエネルギーサービス」（株）に仕様書などの提出を求めています。</p> <p>一方で、みなかみ町の RDF は、一般廃棄物として取り扱われており、有価物5要件をみたさないため、固形燃料として取り扱われません。協定書では、みなかみ町の製造する RDF を燃料とした実証試験をうたっており、そもそもボイラーでは、一般廃棄物は焼却することができません。許されないことには、「現在みなかみ町の RDF は有価物として説明が難しいが、町の責任に於いて有価物として考えられる事もある」としていました。</p> <p>協定書の第5条（構成員の個別責任）の3項に「構成員が本事業の執行に関し、当該構成員の責めに帰すべき事由によりみなかみ町または第三者に損害を与えた場合は、当該構成員がこれを負担するものとする」あります。したがって双方に問題点があり、責任を負う必要があります。</p> <p>町は、RDF 製造を今年の11月末で取りやめる事にしたことで、実証実験の必要はなくなった訳ですから、一端白紙にもどし、RDF 実証実験ボイラーは撤去する必要があります。</p> <p>なお、一連のごみ処理問題は、「ごみ処理調査特別委員会」が不十分な実態解明のまま限界を感じたとして最終報告がなされて以降、明らかにされていません。町は町民に対し説明責任を果たす必要があります。</p> <p><b>【陳情事項】</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 遊神館施設内にある RDF 実証実験ボイラーをただちに撤去してください。</li> <li>2. 一連のごみ問題の真相を解明し、責任を明らかにしてください。</li> </ol>		

